

別記様式第1号（第2条関係）

小規模貯水槽水道設置届

年 月 日

（あて先）宇都宮市上下水道事業管理者

〒

設置者 住所
（所有者）

氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

宇都宮市小規模貯水槽水道管理指導要綱第2条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

給水番号	—		メーター口径			
建築物	名称		設置年月日			
	所在地		主な用途			
	構造	地上 階, 地下 階,		延床面積 m^2		
管理者	住所		給水世帯数			
	氏名	TEL —	給水人口			
水槽		設置場所	構造	材質	基数	有効容量
	受水槽					m^3
	高置水槽					m^3
						m^3
備考						

※添付資料 給水装置工事申込書兼承認願、案内図

別記様式第2号（第2条関係）

小規模貯水槽水道（変更・廃止）届

年 月 日

（あて先）宇都宮市上下水道事業管理者

〒

設置者 住所
（所有者）

氏名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

宇都宮市小規模貯水槽水道管理指導要綱第2条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

給水番号	—	メーター口径	
建物名称			
設置場所	宇都宮市		
変更内容	変更事項		
	変更前		
	変更後		
変更（廃止）年月日	年 月 日		
変更（廃止）理由			

※添付資料 変更事項が明らかとなる書類及び図面、案内図

小規模貯水槽水道保守点検表

年 月 日

〒

設置者住所

設置者氏名

印

建築物の名称				
建築物の所在地				
貯水槽の管理者	TEL —			
貯水槽の有効容量	受水槽	m ³	高置水槽	m ³
貯水槽の清掃 実施年月日	年 月 日			

	番号	点検事項	点検基準	結果	
施設及びその管理の 状態に関する 検査	1	水槽の周囲の 状態	・点検、清掃、修理等に支障のない空間の確保されていること。		
			・清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。		
			・水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。		
	2	受水槽本体の 状態	・内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。		
			・亀裂・漏水箇所がないこと。		
			・雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。		
	3	受水槽上部の 状態	・水位電極部、揚水管等の接合部は、固定され防水密閉されていること。		
			・水槽上部は水溜まりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。		
			・水槽のふたの直接上部には他の設備機器が置かれていないこと。		
	4	受水槽内部の 状態	・水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。		
			・汚泥、赤さび等沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在せず、また掃除が定期的に行われていることが明らかであること。		
			・外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。		
			・当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。		
				・受水口と揚水口が近接していないこと。	
				・水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	

	5	マンホールの状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 ・マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。 	
	6	オーバーフロー管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・管端部と排水管の流水口等とは直接連絡されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。 	
	7	通気管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・管端部の防虫網が確認でき正常であること。又、網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・通気管として十分有効な断面積を有するものであること。 	
	8	水抜管の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。 	
	9	給水管等の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。 				
水質点検	10	臭気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	
	11	味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	
	12	色	五度以下であること。	
	13	濁り	二度以下であること。	
	14	残留塩素	検出されること。	
所見				

【結果の欄】

施設の保守点検は項目ごとに行い評価を4ランクとする。

A…改善の必要なし。

B…改善する事が好ましい。(不適切な部分はあるが水質に影響を及ぼす怖れは無い)

C…改善を要する。(このままの状態で放置した場合水質に影響を及ぼす怖れがある場合)

D…現状での給水が不可能である。